

国際商事紛争の予防と解決

Vol.69 No.8

# JCAジャーナル

August 2022

- 米国最高裁判所、国際仲裁で用いる目的で、米国からディスカバリーによって証拠を得ることを可能にしていた強力な手段の利用可能性を否定  
／ジョシュア・M・ベネット、谷口紗智子
- 国際仲裁判断における贈収賄への対応をめぐって／中谷和弘
- 仲裁合意の主観的範囲について——法人代表者等への拘束力の有無——／秦公正
- 事業所・営業所等の所在による国際裁判管轄／渡辺惺之



**JCAA**  
日本商事仲裁協会

# JCAジャーナル

2022年8月号 Vol.69 No.8

contents

## 仲裁／ADR

- 3 米国最高裁判所、国際仲裁で用いる目的で、米国からディスカバリーによって証拠を得ることを可能にしていた強力な手段の利用可能性を否定  
／ジョシュア・M・ベネット、谷口紗智子
- 11 国際仲裁判断における贈収賄への対応をめぐって／中谷和弘
- 18 仲裁合意の主観的範囲について  
——法人代表者等への拘束力の有無——／秦公正
- 25 中国商事紛争解決の理論と実務(28)  
渉外的要素がない紛争を中国内地外の仲裁機関にて仲裁することは法律に違反するとして  
仲裁条項が無効とされた事例／吉田憲
- 29 アジア新興国における紛争解決制度及びその最新実務(4)  
パキスタンにおける商事紛争の解決  
／宍戸一樹、千賀福太郎、カーン・イムラン、サボナイ・リッキ
- 34 中国における紛争解決の基本と実務(3)  
「訴訟」と「仲裁」のどちらを選ぶか／孫彦
- 40 投資協定仲裁判断例研究(147)  
BITにいう「領域」は国際法上の領域と必ずしも合致しないと判断した事例  
／濱本正太郎
- 47 JCAA仲裁ウェビナーシリーズ(1)  
中小企業に役立つ!国際仲裁～海外取引先とのトラブルを解決するために～  
(2022年4月22日開催)／新田裕子
- 54 国際商事仲裁ADR判例紹介(25)／高杉直
- 57 国際商事仲裁ADR文献紹介(28)／早川吉尚、小川和茂

## 訴訟

- 59 事業所・営業所等の所在による国際裁判管轄  
平成23年改正規定の検討／渡辺惺之

# Contents of August 2022

---

## Arbitration / ADR

- 3 The United States Supreme Court Eliminated a Powerful Tool to Obtain Discovery from American Companies and Citizens for Use in International Arbitrations  
/ Joshua M. Bennett, Sachiko Taniguchi
- 11 How Should International Arbitration Address Corruption ? / Kazuhiro Nakatani
- 18 A Study on the Subjective Limit of the Arbitration Agreement / Kimimasa Hata
- 25 Theory and Practice of Chinese Commercial Dispute Resolution (28)  
Case Note on Invalidation of Arbitral Clause for Reason That the Dispute not Concerning Foreign Affairs Shall Be Settled by the Arbitral Tribunal out of China Is in Violation of the Law / Ken Yoshida
- 29 Dispute Resolution System and Recent Practice in Emerging Asian Countries (4)  
Commercial Dispute Resolution in Pakistan  
/ Kazuki Shishido, Fukutaro Senga, Imran Khan, Ricky Aringo Sabornay
- 34 Basic and Practice for Dispute Resolution in China (3)  
Choosing Between Litigation and Arbitration / Yan SUN
- 40 Case Notes on Investment Treaty Arbitration Awards and Decisions (147)  
Stabil v. Ukraine : The Concept of "Territory" under the Applicable BIT  
/ Shotaro Hamamoto
- 47 JCAA Arbitration Webinar Series (1)  
Useful for Small to Medium Enterprises !  
To Resolve Disputes with Overseas Business Partners (April 22, 2022)  
/ Yuko Nitta
- 54 Introduction of the Court Precedents Relating to International Commercial Arbitration and ADR (25)  
/ Naoshi Takasugi
- 57 Introduction of the International Commercial Arbitration and ADR Literature (28)  
/ Yoshihisa Hayakawa, Kazushige Ogawa

## Litigation

- 59 The International Jurisdiction Based on Maintaining a Branch or Doing Business within Japan, A study on the Revised Article 3-3  
No.4 and 5 of the Japanese Code of Civil Procedure  
/ Satoshi Watanabe

# 米国最高裁判所、国際仲裁で用いる目的で、米国からディスカバリーによって証拠を得ることを可能にしていた強力な手段の利用可能性を否定

ポール・ヘイスティンクスLLP(ニューヨーク)米国ニューヨーク州弁護士  
ジョシュア・M・ベネット Joshua M. Bennett

ポール・ヘイスティンクスLLP(ニューヨーク)日本及び米国ニューヨーク州・コロンビア特別区弁護士  
谷口 紗智子 Sachiko Taniguchi

## I. はじめに

2022年6月13日、米国最高裁が、①ZF Automotive U.S., Inc., et al.対Luxshare, Ltd. (以下、「ZF Automotive事件」という)及び②AlixPartners, LLP, et al.対Fund for Protection of Investors' Rights in Foreign States (以下、「AlixPartners事件」という)という二つの事件の併合事件について判断した(以下、両事件を併せて、「本併合事件」という)。各事件に共通した争点は、28合衆国法典第1782条(以下「第1782条」という)にある「foreign or international tribunal」という文言の解釈であった(以下「本争点」という)。第1782条が現在の文言で制定されたのは1964年だが、それ以来、二つの巡回区控訴裁判所が、第1782条について、国際仲裁において米国からディスカバリーにより証拠を獲得する手段として利用可能と判断していた。本併合事件においては、米国政府のほか、東京国際知的財産仲裁センター(以下「IACT」という)など、本争点について関心を持つ複数の者らが、各々、アミカス・キュリエの意見書<sup>1)</sup>を提出しており、国際仲裁界の本併合事件に対する関心の高さが伺えた。

エイミー・コニー・バレット最高裁判事が執筆した判決文のなかで、最高裁は、全会一致により、下級審の先例を覆し、複数の学者やIACT等が提出した意見を否定する判断を下した。本判決により、第1782条が使える場面は、仲裁廷が「一つ又は複数の国に属する公権力」<sup>2)</sup>を行使するような場合に限定された。第1782条を用いて、米国からディスカバリーにより証拠を得ることは、国際的な民事仲裁ではもちろん、投資家及び国家間の国際仲裁においても難しくなった。

## II. 本争点の背景

### (1) 第1782条

第1782条には、下記のように規定されている。

該当する者の居住地又は所在地の連邦地方裁判所は、foreign or international tribunalにおける手続(正式な立件の前に行われる犯罪調査を含む)に使用するために、その者に証言若しくは陳述するように、又は、文書その他の物を提出するように命ずることができる。この命令は、利害関係人の申請により、(中

1) アミカス・キュリエとはラテン語で「裁判所の友」という意味。米国最高裁が審理する複雑な事件では、当該事件の当事者だけでなくその他多数の者に影響を与える問題について、著名な学者や機関等が意見書を提出して、専門的知見を提供し、最高裁が複雑な争点を解明することをサポートすることがある。Order Adopting Revised Rules of the Supreme Court of the United States, 346 U.S. 945, 947 (1954) (statement of Black, J.).

2) ZF Automotive U.S., Inc., et al. v. Luxshare, Ltd., No. 21-401, 2022 WL 2111355 (U.S. June 13, 2022) at \*8.



略) 行うことができる<sup>3)</sup>。

現在の第1782条が制定される前、旧第1782条は司法支援を行う対象を「foreign court」に限定していた。そこで、1958年、米国連邦議会は国際司法手続規則委員会を設置し、国際的な司法支援のプロセスの改善を目指して検討を行った。その結果、1964年に、米国連邦議会在「foreign court」という文言を「foreign or international tribunal」という文言に置き換え、現在の第1782条を制定し、司法支援を行う対象範囲を広げた。具体的には「foreign court」の手続だけでなく、それに匹敵するような外国の公権力・準公権力を行使する「foreign tribunal」の手続も、司法支援を受ける対象に含まれるようになった。ただし、公権力・準公権力を行使しない、民事仲裁における仲裁廷も「foreign or international tribunal」に該当するかという点は、最高裁が本併合事件を判断するまで、長らく論争の的になっていた。

## (2) 巡回区控訴裁判所間の見解の分断

下記の表が示す通り、1999年から2020年の間、米国では「Circuit Split」と呼ばれる、複数の巡回区控訴裁判所間で一つの争点を巡り見解が分かれるという状態が、本争点について生じていた<sup>4)</sup>。特に、第二、第五及び第七巡回区控訴裁判所は、民事仲裁における仲裁廷は第1782条にいうところの「foreign or international tribunal」に該当しないと判断していたが、第四及び第六巡回区控訴裁判所は、該当すると判断していた。

判断時期	判断した巡回区控訴裁判所	民事仲裁における仲裁廷が第1782条の「foreign or international tribunal」に該当するかについての判断
1999年1月	第二	該当しない <sup>5)</sup>
1999年3月	第五	該当しない <sup>6)</sup>
2019年9月	第六	該当する <sup>7)</sup>
2020年3月	第四	該当する <sup>8)</sup>
2020年7月	第二	該当しない <sup>9)</sup>
2020年9月	第七	該当しない <sup>10)</sup>

## Ⅲ. 本併合事件の概要

### (1) ZF Automotive事件

企業間取引において、売主側が情報を隠蔽したため、買主側は不相当な額の対価を支払ったとして、買主側が売主側を訴えた事件。売主側は、ZF Automotive US, Inc.という米国ミシガン州にあるドイツ企業の子会社であり（以下「ZF Automotive」という）、買主側は、Luxshare, Ltd.という香港を拠点とする企業であった（以下「Luxshare」という）。ZF AutomotiveがLuxshareに二つのビジネスユニットを10億米ドル近い価格で売ったところ、取引終了後に、LuxshareがZF Automotiveを訴え、当該ビジネスユニットに関する重要な情報をZF Automotiveが隠蔽したことにより、数億米ドル余計に対価を支払ったと主張した。

両当事者は、本取引に関して紛争が生じたときは、「ドイツ仲裁協会（以下「DIS」という）の仲裁規則に従い、3名の仲裁人によって排他的かつ最終的に解決する。」と合意していた<sup>11)</sup>。そこでLuxshareは、DIS仲裁を申し立てる前に、ミシガン州東部地区連邦地裁に対し、第1782条に基づ

3) 28 U.S.C.A. § 1782 (emphasis added).

4) 米国には13の巡回区控訴裁判所があるが、第一から第十一巡回区控訴裁判所がそれぞれ異なる地域を管轄しており、管轄地域内の連邦地裁の判断に対する控訴を審理している。さらに、コロンビア特別区巡回控訴裁判所は、コロンビア特別区を管轄しており、連邦巡回区控訴裁判所は米国全土を管轄とし、特許法など、専門的な事件について控訴審として事件を審理している。

5) *National Broadcasting Co., Inc. v. Bear Stearns & Co., Inc.* 165 F.3d 184 (2nd Cir. 1999).

6) *Republic of Kazakhstan v. Biedermann Intern.*, 169 F.3d 880 (5th Cir. 1999).

7) *In re Application to Obtain Discovery for Use in Foreign Proceedings*, 939 F.3d 710 (6th Cir. 2019).

8) *Servotronics, Inc. v. Boeing Company*, 954 F.3d 209 (4th Cir. 2020).

9) *In Re Guo*, 965 F.3d 96 (2nd Cir. 2020).

10) *Servotronics, Inc. v. Rolls-Royce PLC*, 975 F.3d 689 (7th Cir. 2020).

き、DIS仲裁で使用するために、ZF Automotiveとその上級役員2名からディスカバリーにより証拠開示を受ける申請を行った。

連邦地裁は当該申請を認めたので、LuxshareはZF Automotiveとその上級役員らに証拠開示を求めるサピーナを提出したところ、ZF AutomotiveがDIS仲裁で審理を行う仲裁廷は第1782条にある「foreign or international tribunal」に該当しないと主張して、サピーナの破棄を要請。しかし、ZF Automotiveも承知していた通り、ミシガン州他を管轄する第六巡回区控訴裁判所は、以前に、「該当する」と判断していた<sup>12)</sup>。そのため、連邦地裁はZF Automotiveの主張を退け、Luxshareが申請していたディスカバリーを認めた。ZF Automotiveは第六巡回区控訴裁判所にディスカバリーの延期を求めたが、認められず、米国最高裁で審理を求めるためにwrit of certiorariを提出したところ、それが認められた<sup>13)</sup>。

## (2) AlixPartners事件

リトアニア共和国及びロシア系投資家との間で起きた事件。ロシア系投資家は、AB Bankas SNORAS（以下、「SNORAS」という）というリトアニアの銀行に投資していたが、SNORASが債務不履行に陥り、リトアニア国家銀行がSNORASを国有化。リトアニアはサイモン・フリークリー氏という、米国ニューヨーク州を拠点とするコンサルティングファームであるAlixPartners, LLP（以下「AlixPartners」という）の当時のCEOをSNORASの臨時管理人に選任。その後、リトアニア政府はSNORASについて破産手続を開始し、SNORASは破産宣告を受けた。ロシア法人で本ロシア系投資家の債権譲受人である外国投資家権

利保護基金（以下「本件基金」という）は、リトアニアがSNORASの破産手続のなかで、投資家による投資を没収したと主張した。

本ロシア系投資家によるSNORASへの投資の背景には、リトアニア・ロシア間の条約があった。当該条約において、リトアニアとロシア系投資家との間で、ロシア系投資家がリトアニアで行った投資に関して生じる紛争は、当該条約で定める四つの紛争解決手段の中から、一つを選び、それにより解決すると定められていた。そこで、本件基金は「国連国際貿易法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則に従ったアドホック仲裁」という紛争解決手段を選択した<sup>14)</sup>。

本件基金は、アドホック仲裁を申し立てた後、仲裁人らが選出される前に、ニューヨーク州南地区連邦地裁に対し、第1782条に基づき、フリークリー氏とAlixPartnersに対して、フリークリー氏の、SNORASの臨時管理人としての役割などについてディスカバリーによる証拠開示を求める申請を行った。連邦地裁はこの申請を認めたので、AlixPartnersが第二巡回区控訴裁判所に控訴した。

先のZF Automotive事件における第六巡回区控訴裁判所とは異なり、本AlixPartners事件の第二巡回区控訴裁判所は、以前に、私的当事者間の契約に基づき行われる仲裁における仲裁廷は、第1782条の「foreign or international tribunal」に該当しないと判断していた<sup>15)</sup>。しかし、本AlixPartners事件において、第二巡回区控訴裁判所は、当該アドホック仲裁の仲裁廷について、それが外国国家と何らかの関係があるかを、複数の事情を比較衡量し検討。その結果、当該アドホック仲裁を、紛争解決手段として「明示的に定めて」いたのが、リトアニア・ロシア間の条約であった点に注目し、本件

11) *ZF Automotive U.S., Inc., et al. v. Luxshare, Ltd.*, No. 21-401, 2022 WL 2111355 (U.S. June 13, 2022) at \*3.

12) *Abdul Latif Jameel Transp. Co. v. FedEx Corp.*, 939 F.3d 710 (C.A.6 2019).

13) 何人も米国最高裁に上訴する権利を当然に持つことはなく、最高裁による審理を求めるときは、writ of certiorariを最高裁に提出して審理を要請しなければならない。そのような要請は、国家的に重大な争点に関わる、巡回区控訴裁判所間の判断に生じた矛盾を解消するなどの事件に関するものでない限り、なかなか認められない。毎年最高裁は7000以上の事件について審理の要請を受けるが、実際に審理するのは、100-150件に限られる。

14) *ZF Automotive U.S., Inc., et al. v. Luxshare, Ltd.*, No. 21-401, 2022 WL 2111355 (U.S. June 13, 2022) at \*4.

15) See *National Broadcasting Co., Inc. v. Bear Stearns & Co., Inc.* 165 F.3d 184 (2nd Cir. 1999); *In Re Guo*, 965 F.3d 96 (2nd Cir. 2020).

の仲裁廷は外国の国家と何らかの関係性があると判断。その結果、第二巡回区控訴裁判所は、本件の仲裁廷が、第1782条の「foreign or international tribunal」に該当するとし、連邦地裁が行ったディスクバリーを要請する判断も容認した。そこで、AlixPartnersはwrit of certiorariを提出して最高裁での審理を要請。最高裁は要請を受け入れ、先のZF Automotive事件と本AlixPartners事件とを併合し、併せて審理を行った。

#### IV. 米国最高裁に対して行われた主張

##### (1) 申立人らによる主張

申立人であるZF Automotive及びAlixPartnersは、各々、最高裁に対し、各事件における仲裁廷が、第1782条の「foreign or international tribunal」に該当しないという立場を支える主張を行った。

第一に、文言解釈について、第1782条にある「foreign or international tribunal」という文言には、通常、公権力の意味合いが含まれると主張した。そのような「tribunal」に該当するのは、公権力・準公権力をもつ裁定機関に限られ、民事仲裁における仲裁廷のような非公権的な裁定機関は、それに該当しないと主張した<sup>16)</sup>。具体例として、ZF Automotiveは、「foreign leader」というと、外国政府のリーダーという意味合いがあるように、「foreign tribunal」には、「外国政府のtribunal」という意味合いがあると主張<sup>17)</sup>。「マンチェスターユナイテッドのサッカーチームは、(米国から見れば) foreignであり、そのキャプテンは、『リーダー』に変わりはない」が、だからといって、そのキャプテンを「foreign leader」と米国で呼ばないのは、そう呼ぶと意図しない意味合いが含まれてしまうからだと説明した<sup>18)</sup>。

第二に、立法経緯について、米国連邦議会が第1782条を現在の文言で制定した趣旨が、ディスクバリーの支援を外国政府に対して行うことによる国際司法共助促進にあったことが、当時の関連資料から明らかであると主張した。民事仲裁における仲裁廷のような非公権的な裁定機関にディスクバリーの支援を行うことは、この趣旨に照らして無意味と主張した。さらに、AlixPartnersは、第1782条が現在の文言で制定された1964年当時、本AlixPartners事件で問題となっているような仲裁による紛争解決を想定した二国間条約がそもそも「存在していなかった」と主張した<sup>19)</sup>。

第三に、様々な公共政策上の問題も指摘した。例えば、ディスクバリーは往々にして負担が大きく、時間もかかる。ZF Automotiveはこの点を指摘し、第1782条の文言を広く解釈し、「foreign or international tribunal」に私的な裁定機関も該当するとしてしまうと、むしろ、仲裁という迅速で効率的な紛争解決手段の目的に相反する結果を招くと主張<sup>20)</sup>。ZF Automotiveは、米国以外に、米国のディスクバリーに匹敵するような制度を持つ国がないことを指摘し、第1782条に基づき国際仲裁でディスクバリーを行えんとすると、「米国国民と米国の経済が一方向的に不利益を被る」とも主張した<sup>21)</sup>。AlixPartnersはそれに加えて、第1782条の文言に、非公権的な裁定機関も該当すると解すると、米国国内における仲裁について定める連邦仲裁法(以下「FAA」という)が、より限定的な証拠開示制度しか認めていないことと整合しないと主張した<sup>22)</sup>。

##### (2) 米国政府による主張

米国政府は、法務大臣事務所を通じ、本併合事件の利害関係者として、予め、口頭による審理を

16) See, e.g., Brief for Petitioners ZF Automotive, Jan. 24, 2022, at 14; Brief for Petitioners Alix Partners, Jan. 24, 2022, at 13-14.

17) Brief for Petitioners, ZF Automotive, Jan. 24, 2022, at 20-21.

18) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 8:6-11 (Martinez).

19) *Id.*, at 14.

20) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 20:8-14, 21:1-5, 22:16-23 (Martinez).

21) *Id.*

22) Brief for Petitioner Alix Partners, Jan. 24, 2022, at 15.

含む最高裁における審理への参加を求め、許可を得ていた。具体的には、第1782条が、「国際協力を促進し、一つ又は複数の海外の国の公権的裁定機関で紛争を解決し、ひいては国際共助を促進するうえで、重要な役割を持つ」と主張し、本併合事件が最高裁でどのように判断されるかにつき、米国政府は重大な利害関係を有すると主張していた<sup>23)</sup>。そして、最高裁における審理では、申立人らが行った文言解釈、立法経緯及び公共政策に関する主張を支持し、それを補強する主張を行った<sup>24)</sup>。

ジョン・ロバーツ最高裁判事は、口頭審理において、米国政府が、「二つの全く異なる申立人らを、少なくとも、それぞれ極めてお互い相いれないステータスを持つ申立人ら」を一度に支持していると指摘した。この指摘は、ZF Automotive事件は私的当事者間の仲裁である一方、AlixPartners事件は、「主権国家間」<sup>25)</sup>の二国間投資条約に関わる仲裁であるから、各事件における裁定機関の公権性に差異があるという見方を示唆していた。

ロバーツ最高裁判事のこの指摘に対し、米国政府を代表して弁論を行ったエドウィン・ニードラー副長官は、この二つの事件に、注目すべき大差はなく、いずれの裁定機関も、第1782条にある「foreign or international tribunal」に該当しないと主張した。根拠として、ZF Automotive事件における仲裁の仲裁廷及びAlixPartners事件におけるアドホック仲裁の仲裁廷いずれも、各当事者が契約で合意した手続に則り、各当事者が選出した仲裁人から構成されている意味で「基本的に」同一であると説明した<sup>26)</sup>。

米国政府は、「仲裁が公権的機関によって行われる手続とは基本的に異なる」という点も指摘して、第1782条制定当時の趣旨である国際司法共助に、仲裁は相容れないとも主張した<sup>27)</sup>。特に、「私

人間の合意に基づき設置される外国の裁定機関のために、米国連邦地裁がディスカバリーの支援を行ったところで、米国は見返りとして受け取るものがない。したがって、国際司法共助という関係が成立しない。」と主張した<sup>28)</sup>。

### (3) 被申立人らによる主張

被申立人であるLuxshare及び本件基金は、それぞれ、最高裁に対し、各事件における仲裁廷が、第1782条の「foreign or international tribunal」に該当するという立場を支える主張を行った。

第一に、申立人らの文言解釈に反論した。特にLuxshareは、「foreign tribunal」は「foreign」及び「tribunal」という文言の通常の意味に従い、仲裁廷一般を意味すると解釈すべきと主張。ブラックス法律用語辞典等に依拠し、「foreign」とは「外国の、他国に関する、又は他国が関与する」という意味で、「tribunal」とは「司法裁判所その他の裁定機関」という意味であり、それぞれの文言が、海外の仲裁廷を排斥する意味を持たない以上、「foreign tribunal」と言ったときは、単に海外の仲裁廷を含む文言と解釈すべきであると主張した。

第二に、申立人らの立法経緯に関する主張にも反論した。特に、米国連邦議会が第1782条制定前に先述の国際司法手続規則委員会を設置した背景には、「国際取引の増加」と「20世紀後半までに」私的な国際仲裁が国際取引に関わる紛争を解決する有力な手段として確立していたことがあったと、Luxshareが指摘<sup>29)</sup>。これについて本件基金も、当時の米国政府は、第1782条が、国際仲裁の仲裁廷を含め、様々な国際的な裁定機関のために利用されることを意図していたと主張した。

第三に、申立人らが行った公共政策上の指摘についても反論し、Luxshareは、第1782条の利用

23) Motion of the United States as Amicus Curiae Supporting Petitioners for Leave to Participate, Feb. 4, 2022, at 4.

24) Brief of United States, Jan. 31, 2022, at 12-14.

25) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 52:22-54:4 (Roberts).

26) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 53: 5-17 (Kneedler).

27) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 58:23-59:4 (Kneedler).

28) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 6:10-18 (Martinez).

29) Brief of Respondent Luxshare, Ltd., Feb. 23, 2022, at 33 (citing *Intel Corp. v. Advanced Micro Devices, Inc.*, 542 U.S. 241, 259 (2004)).



を広く認めることは国際仲裁の活用促進につながると主張。第1782条の利用を広く認めたとところで、ディスカバリーに関する紛争は迅速に解決されることが常であるから、米国連邦地裁に過度な負担を強いることにもならないとも主張。さらに本件基金は、第1782条の利用を広く認めると、米国の当事者も同様に第1782条を利用して、国際仲裁においてディスカバリーにより証拠開示を求めることができるのだから、米国の当事者に一方的に不利益になることはないとは主張<sup>30)</sup>した。

#### (4) IACTによる主張

IACTは、商取引や技術に関わる国際紛争の仲裁・調停を行う場として、日本の特許庁により、2018年に設立された機関である。特に、知的財産権や研究・開発・貿易・技術革新の商業的側面を含む法律分野を専門としている。本併合事件について、IACTはアマカス・キュリエの意見書を、「いずれの当事者も支持するものではない」として提出したが、その内容は、第1782条は国際仲裁においても利用されるべきというものであり、申立人であるLuxshareが行った主張に親和性があった。具体的には、次の二つの主張を行った。

第一に、裁定機関の性格により、第1782条の利用可否が左右されるべきではないと主張。準公権的裁定機関と純粋に私的な裁定機関との間の区別が難しいため、結局矛盾する運用が行われてしまうことを指摘。そのような運用ではなく、第1782条の文言には、いかなる国際仲裁手続の裁定機関も該当するとして、国際仲裁手続における第1782条の利用を広く認めるべきと主張した。

第二に、国際仲裁手続における第1782条の利用を一般的に認めても、証拠開示が無制限に認められるわけではない点も指摘。そもそも米国連邦地裁には裁量により適切な判断を行うことが求められているのだから、当該仲裁廷が証拠を求める必要性に応じて第1782条の利用を認めるなどして対応することが可能だと主張。

IACTのようにアマカス・キュリエの意見書を提出した学者や機関は他にもあったが、2022年3月23日に行われた最高裁の口頭審理で、ステーブン・ブライヤー最高裁判事（最高裁判事のなかでも最も在位期間が長い判事の一人）は、IACTのアミカス・キュリエの意見書に3回も言及した。

特に、仲裁手続で第1782条の利用を認めると、第1782条が濫用されると申立人らが主張したときには、ブライヤー最高裁判事がIACTの意見書を引用し、米国連邦地裁は、あくまでも、当該仲裁廷が「求めた場合に限り」、第1782条によるディスカバリーを認めればよいという反論が成り立つと指摘<sup>31)</sup>。IACTの意見書が、第1782条を仲裁手続で利用できるようにした場合に考えられる負担について、専門的見解を提供していると指摘した<sup>32)</sup>。

---

## V. 米国最高裁判所による判断

---

2022年6月13日、最高裁の全会一致の判断が下された。結論は、第1782条にある「foreign or international tribunal」に該当するのは、公権的・準公権的裁定機関に限られ、本併合事件で問題となったいずれの仲裁廷も、それには該当しないというものだった。最高裁が判決文に示した根拠は下記のとおり四つあった。

第一に、「foreign or international tribunal」という文言は、併せて解釈されるべきであるとした上で、併せて解釈したとき、「foreign」という形容詞は、公権的な意味合いを持つ名詞を形容するとき、同じく公権的な意味合いを持つようになると判断。そして、「tribunal」という名詞は、そのような公権的な意味合いを持つ名詞であると判断し、「foreign tribunal」と言うときは、「海外の国に帰属するtribunalと解する方が、海外に単に所在するtribunalと解するよりも自然である」と判断した<sup>33)</sup>。さらに、tribunalは「二つ以上の国に関係する」とき「international」となるとし<sup>34)</sup>、「foreign tribunal」及び「international tribunal」

30) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 93:9-16 (Yanos).

31) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 38:6-9 (Breyer).

32) Oral Argument (June 13, 2022) Tr. at 39:23-40:3 (Breyer).

はお互いに補完し合う関係にあり、前者は一国の公権力を有し、後者は複数の国家の公権力を有すると解釈した<sup>35)</sup>。

第二に、第1782条の立法経緯も検討し、「foreign or international tribunal」という文言は、公権的・準公権的なtribunalを意味すると解すべきと判断した。特に、米国連邦議会は、国際司法手続規則委員会の提案を受けて、現在の第1782条を制定したが、最高裁は、当該委員会の提案が、国際司法共助の促進に焦点を当てていたことに着目。すなわち、当該委員会に課された任務が、「司法共助手続の改善であったところ、それが特に『米国と海外の国々との間』の『援助と協力』について、『外国の裁判所及び準司法機関への援助の提供』を改善すること」であった点を重視した<sup>36)</sup>。

第三に、第1782条の趣旨が司法共助であることから、米国連邦地裁が、私的な裁定機関を支援することは、当該趣旨に照らして無意味と判断。第1782条を広く解釈すると、いかなる利害関係者も、非公権的な裁定機関による手続において、米国でディスカバリーにより証拠を求めることができるようになり、そのような裁定機関には「全て」が該当する可能性があるから、「ひいては大学の懲罰委員会による裁定機関までもがそれに該当しかねない」と指摘した<sup>37)</sup>。

最後に、第1782条を、米国国内における仲裁について定めたFAAと比較し、第1782条の「foreign or international tribunal」に非公権的な裁定機関を含まないと解することにより、両法規の間に存在した「重大な不均衡」も排除できると判断した<sup>38)</sup>。特に、FAAが米国国内の仲裁について認める証拠開示手続よりも広範な証拠開示が、第1782条によって、米国国外で行われる国際仲裁手続に認められるとなると、両法規の間に

不整合が生じると説明。たとえば、FAAは仲裁廷だけが証拠開示を要請できるのに対し、第1782条は「利害関係者」であれば誰でも証拠開示を要請できること、また、FAAは仲裁申立て前の証拠開示を認めないところ、第1782条は仲裁申立て前に証拠開示を求めることが可能なことなど、数々の不整合があった<sup>39)</sup>。

上記を踏まえて、最高裁は本併合事件における各仲裁廷の性格を検討し、ZF Automotive事件の仲裁廷は公権的・準公権的裁定機関とは言えないと判断した。たしかに、ZF Automotive事件は、DISという非公権的紛争解決機関による仲裁で紛争を解決するという私的な当事者間の合意に基づき行われた仲裁であった。他方、AlixPartners事件の仲裁廷について、最高裁は、①リトアニアという国家が紛争の一方当事者であったこと、また、②仲裁による紛争解決という手段が、私的当事者間の契約ではなく、二国家間の条約によって合意されていたことに着目し、ZF Automotive事件より難解な問題を提起しているとした。そこで、最高裁は、投資家に当該紛争解決手段を提供した二国家の意図を検討し、その意図は、そもそも、紛争の当事国の司法機関で争いたくないと考える投資家に魅力的なように、「民事仲裁の仲裁廷と変わらない非公権的な仲裁廷によって紛争を処理できるという選択肢を提供する」ことにあったとした。これに基づき、①②いずれの事情も当該仲裁廷を公権的・準公権的裁定機関と認めるに足る事情ではないと判断した。

以上から、最高裁は下級審の判断を覆し、第1782条を用いて本併合事件それぞれの事件においてディスカバリーを求めることはできないと結論付けた。

33) *ZF Auto. US, Inc. v. Luxshare, Ltd.*, No. 21-401, 2022 WL 2111355, at \*6 (U.S. June 13, 2022).

34) *Id.*

35) *Id.*, at \*7.

36) *Id.*

37) *Id.*

38) *Id.*

39) *Id.*, at \*7.

---

## Ⅵ. 日本の当事者に対して考えられる 本最高裁判決の意義

---

本最高裁判決が日本の当事者に対して持つ意義はいくつか考えられる。まず、日本の当事者が、国際仲裁において、第1782条を用いて、米国にある企業や関係者からディスカバリーにより証拠開示を求めることはできなくなった。反対に、国際仲裁において、日本の当事者が、米国にある関係会社や役員らに対して、ディスカバリーによる証

拠開示要請を受けることを懸念する必要はなくなった。ただし、最高裁は、今回、いったい何が第1782条の解釈において、公権的・準公権的裁定機関に該当するのか詳しく検討しなかった。投資家対国家の仲裁や、外国の行政当局によって行われる裁定手続において、そのような裁定機関があると判断される余地は残っている。従って、具体的に何が第1782条の「foreign or international tribunal」に該当するかという論点の詳細が明らかになるには、さらなる判例の蓄積が必要である。

